

平成29年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年3月22日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第2号	飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
第3	議案第3号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第4	議案第4号	飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第5号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第6号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第7号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第8号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第9	議案第9号	相互救済事業の委託について
第10	議案第10号	飛騨市総合政策審議会設置条例について
第11	議案第11号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第12号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
第13	議案第13号	平成11年9月豪雨災害対策緊急特別措置に関する条例を廃止する条例について
第14	議案第14号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第15	議案第15号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第16	議案第16号	飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について
第17	議案第17号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18	議案第18号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案第19号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第20	議案第20号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第21号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第22	議案第22号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第23	議案第23号	飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第24号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案第25号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第26	議案第26号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
第27	議案第27号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
第28	議案第28号	指定管理者の指定について(朝開町農産物直売施設)
第29	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
第30	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
第31	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第32	議案第41号	平成29年度飛騨市一般会計予算
第33	議案第42号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
第34	議案第43号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
第35	議案第44号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計予算
第36	議案第45号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
第37	議案第46号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第38	議案第47号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
第39	議案第48号	平成29年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
第40	議案第49号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
第41	議案第50号	平成29年度飛騨市駐車場事業特別会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第51号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計予算
第43	議案第52号	平成29年度飛騨市給食費特別会計予算
第44	議案第53号	平成29年度飛騨市水道事業会計予算
第45	議案第54号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
第46	議案第55号	損害賠償の額の決定について
第47		総務常任委員会調査報告について
第48		産業常任委員会調査報告について
第49		広報広聴特別委員会調査報告について
第50		飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告について
第51	発議第1号	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

平成29年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成29年3月22日 午後1時30分開議

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1		議長の辞職の件について		
追加第2		議長の選挙		
追加第3		副議長の辞職の件について		
追加第4		副議長の選挙		

平成29年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成29年3月22日

日程番号	議案番号	事 件 名
追加第5		常任委員の選任
追加第6		議会運営委員会委員の選任
追加第7	発議第2号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第8		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙
追加第9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第10	議案第56号	飛騨市監査委員(議会選出)の選任につき同意を求めることについて
追加第11		各種委員の選任

平成29年第1回飛騨市議会定例会議事日程(追加)

平成29年3月22日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第12		閉会中の継続調査の申し出について(総務常任委員会)		
追加第13		閉会中の継続調査の申し出について(産業常任委員会)		
追加第14		閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)		

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 号	飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 3	議案第 3 号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 4 号	飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について
日程第 5	議案第 5 号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 6 号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 8 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 9 号	相互救済事業の委託について
日程第 10	議案第 10 号	飛騨市総合政策審議会設置条例について
日程第 11	議案第 11 号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 12 号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
日程第 13	議案第 13 号	平成 11 年 9 月豪雨災害対策緊急特別措置に関する条例を廃止する条例について
日程第 14	議案第 14 号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 15 号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 16 号	飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 17 号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 18 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 19 号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 20 号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 21 号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 22 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 23	議案第 23 号	飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 24 号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 25	議案第 25 号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第 26	議案第 26 号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
日程第 27	議案第 27 号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
日程第 28	議案第 28 号	指定管理者の指定について(朝開町農産物直売施設)
日程第 29	議案第 29 号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 ぬく森の湯すぱーふる)
日程第 30	議案第 30 号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
日程第 31	議案第 31 号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
日程第 32	議案第 41 号	平成 29 年度飛騨市一般会計予算

日程第 3 3	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計予算
日程第 3 4	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 3 5	議案第 4 4 号	平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計予算
日程第 3 6	議案第 4 5 号	平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 7	議案第 4 6 号	平成 2 9 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 3 8	議案第 4 7 号	平成 2 9 年度飛騨市農村下水道事業特別会計予算
日程第 3 9	議案第 4 8 号	平成 2 9 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 4 0	議案第 4 9 号	平成 2 9 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計予算
日程第 4 1	議案第 5 0 号	平成 2 9 年度飛騨市駐車場事業特別会計予算
日程第 4 2	議案第 5 1 号	平成 2 9 年度飛騨市情報施設特別会計予算
日程第 4 3	議案第 5 2 号	平成 2 9 年度飛騨市給食費特別会計予算
日程第 4 4	議案第 5 3 号	平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計予算
日程第 4 5	議案第 5 4 号	平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 4 6	議案第 5 5 号	損害賠償の額の決定について
日程第 4 7		総務常任委員会調査報告について
日程第 4 8		産業常任委員会調査報告について
日程第 4 9		広報広聴特別委員会調査報告について
日程第 5 0		飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告について
日程第 5 1	発議第 1 号	飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について
追加第 1		議長の辞職の件について
追加第 2		議長の選挙
追加第 3		副議長の辞職の件について
追加第 4		副議長の選挙
追加第 5		常任委員の選任
追加第 6		議会運営委員会委員の選任
追加第 7	発議第 2 号	広報広聴特別委員会設置に関する決議
追加第 8		飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙
追加第 9		古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙
追加第 10	議案第 56 号	飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて
追加第 11		各種委員の選任
追加第 12		閉会中の継続調査の申し出について（総務常任委員会）
追加第 13		閉会中の継続調査の申し出について（産業常任委員会）
追加第 14		閉会中の継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（１４名）

１番	仲井澤	谷端	丈浩	吾二朗
２番	住森	田	史清	美要
３番	中德	村島	健純	吉次
４番	前中	川嶋	文国	博則
５番	洞野	口村	和勝	彦憲
６番	森高	下原	真邦	次子
７番	葛	谷	寛	徳
８番				
９番				
１０番				
１１番				
１２番				
１３番				
１４番				

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都小	竹倉	淳孝	也文
副市長	山福	本田	幸幸	一博
教育長	藤東	井佐	義藤	昌司
代表監査委員	野清	村水	久雅	徳貢
会計管理者	清水	上腰	明	廣豊
総務部長	石湯	之下	雅	宏誠
財政課長	柚柏	原木	孝順	行則
教育委員会事務局長	青坂	木場	哲	一哉
企画部長	佐	藤		
商工観光部長				
環境水道部長				
市民福祉部長				
農林部長				
基盤整備部長				
消防長				
病院管理室長				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十中	松垣	昭由	英香
書記				

(開議 午前 10 時 00 分)

◆開議

◎議長（葛谷寛徳）

本日の出席議員は全員であります。それではただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◆日程第 1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により 12 番、森下真次君、13 番、高原邦子君を指名をいたします。

◆日程第 2 議案第 2 号 飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
について
から

日程第 2 5 議案第 2 5 号 古川国府給食センター利用組合規則の変更について

◎議長（葛谷寛徳）

日程第 2、議案第 2 号、飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第 2 5、議案第 2 5 号、古川国府給食センター利用組合規則の変更についてまでの 24 案件を会議規則第 35 条の規定により一括して議題といたします。

これら 24 案件については総務常任委員会に審査を付託してありますので総務常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

総務常任委員長、中嶋国則君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務常任委員長 中嶋国則 登壇〕

●総務常任委員長（中嶋国則）

それでは、総務常任委員会に付託されました議案第 2 号から議案第 2 5 号までの 24 案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る 3 月 14 日、午後 1 時より委員会室で審査を行いました。

議案第 2 号、飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について申し上げます。本案は内部組織の再編に伴い、総務部企画部市民福祉部及び病院管理室の事務分掌を改正するものです。質疑では、診療所の業務が市民福祉部へ移ることで混乱が生じないかとの質問があり、混乱が生じないよう病院管理室及び市民福祉部で調整を図っているとの答弁がありました。

次に、議案第 3 号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について申し上げ

ます。この改正は、神岡町北部区を7つの区に再編するものであります。質疑では、区が増えることで区長さんも増えるのかとの質問があり、それぞれ選任されるとの答弁がありました。神岡町の中央部分についても関連の質問があり、町内単位でも、ある一定の単位で行政区としての活動がなされるようなことであれば区として認めていくとの答弁がありました。

次に、議案第4号、飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について申し上げます。飛騨市の地域審議会は市町村の合併特例に関する法律に基づき、旧河合村及び旧宮川村に設置していたものですが、条例で定めていた設置期間が経過したため、今回廃止するものです。質疑では、廃止による弊害についての質問があり、河合町、宮川町において地域審議会にかわって地域振興協議会が組織化され弊害はないとの答弁がありました。

次に、議案第5号、飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。この改正は法律の改正に伴う改正で、任期付職員の給料月額、期末手当の支給割合について改正を行うものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第6号、飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は清掃施設整備事業基金を新規に設置することに伴う改正です。ごみ焼却施設の飛騨市クリーンセンターの運転管理につきまして、基金を創設して年度間の財源負担を平準化し、必要な維持修繕を適切な時期に実施して適正な管理運営に努めるものです。質疑では、基金額の想定についての質問があり、平成28年度から平成44年度まで修繕の試算として14億8,000万円が見込まれ、年間8,700万円から9,000万円の修繕費が見込まれるとの答弁がありました。

次に、議案第7号、飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は医療機器及び付随するシステムの保守及び借入れを長期継続契約の対象とするものでございます。質疑では、契約期間の質問があり、おおむね5年との答弁がありました。

次に、議案第8号、飛騨市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。本案は地方税法の改正に伴う改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第9号、相互救済事業の委託について申し上げます。本案は公共施設の火災等の保険委託先を全国自治協会から公益社団法人全国市有物件災害共済会へ変更するものです。質疑では、保障内容についての質問があり、保障内容はかわらないが免責額が現在の1万円から5万円に上がるとの答弁がありました。

次に、議案第10号、飛騨市総合政策審議会設置条例について申し上げます。本案は市の政策の総合的かつ計画的な推進に関する重要事項について、広く各分野の有識者及び市民からの意見を聴取し市政に反映させることを目的として制定するものです。質疑では、委員の組織について女性委員の積極的な選任、地域性の配慮についての質問があり、女性の方に参加いただける環境づくり、地域性、職種など多様な方に参加いただけ

るよう、組織していきたいとの答弁がありました。また、飛騨市を外から見ておられる方、高校生からの意見を伺う機会について、審議会に位置づけるかどうかは別にして取り組んでまいりたいとの答弁がありました。審議会の開催頻度について、年間３回から５回程度との答弁がありました。

次に、議案第１１号、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は議案第１０号、飛騨市総合政策審議会の設置に伴うものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第１２号、指定管理者の指定について（飛騨市ロスト・ライン・パーク）について申し上げます。本案はロスト・ライン・パーク条例に位置づけた、旧の奥飛騨温泉口駅周辺から旧の漆山駅周辺までの区間管理を特定非営利活動法人神岡・町づくりネットワーク理事長、鈴木進悟を指定管理者として指定するものです。質疑では、安全管理に関する質問があり、指定管理者、行政が一緒になって考え、研修や意見交換会をしっかりと行い安全に努めていくとの答弁がありました。また、営業はあと何年くらい考えているかとの質問があり、なるべく長期にわたって営業いただけるようにしたいとの答弁がありました。

次に、議案第１３号、平成１１年９月豪雨災害対策緊急特別措置に関する条例を廃止する条例について申し上げます。本案は対象事業の補助期間満了に伴い廃止するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第１４号、飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は「飛騨市保育所保育の実施に関する条例施行規則」が廃止され、新たに「飛騨市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則」にかわったことで、その該当規則を新規則に置きかえるものです。質疑では、保育料へ影響の質問があり、影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第１５号、飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は市外の障がい者の方が温泉を利用する際に、割引料金で利用できるように改正するものです。料金は２３０円ということで市内料金と同一です。質疑では、市内の他の入浴施設の割引についての質問があり、その他の施設は指定管理になっており、割り引きのない施設もあるため、今後、割引料金を設定できるよう協議していくとの答弁がありました。

次に、議案第１６号、飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は「飛騨市家族介護応援手当条例」と名称を変更するものです。改正の内容は、介護する者を在宅介護の重要な担い手と位置づけ、在宅介護の継続、介護者への感謝と応援並びに福祉の増進を図ることをしっかりとりたい、また、介護している方が準被介護者の方あるいは未就学児を育ててみえる場合は月額５，０００円を加算するという、ダブルケアに対応するような加算を設けたことです。質疑はありませんでした。

次に、議案第 17 号、飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は地方税法の一部改正による国民健康保険法の一部改正に伴う国民健康保険料の算定方法の改正です。質疑では、個人への影響についての質問があり、特殊なケースであり、一般の方についてはほとんど影響はないとの答弁がありました。

次に、議案第 18 号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は国の制度改正に伴うもので、災害や土地収用等本人の責めに帰さない理由に伴う、土地売却による所得の急増に対して、介護保険の料金について税の免除ができるような改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第 19 号、飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は特定不妊治療に男性の不妊治療を追加するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第 20 号、飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は地域密着型通所介護を新たに基準を定めるサービスとして追加し、また、記録の保存年限を 2 年から 5 年へ改正及び運営推進会議の基準の緩和を図る改正です。質疑では、地域密着型通所介護サービスを実施している具体的な事業者さんの質問があり、市内に 5 カ所、また、療養通所介護について高山市の 1 事業者さんの答弁がありました。

次に、議案第 21 号、飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は、議案第 20 号と同様に、地域密着介護予防サービスにおける運営推進会議の基準を緩和する改正です。質疑では、緩和の認定方法について質問があり、事業者の申し出に基づいて認めた場合との答弁がありました。

次に、議案第 22 号、飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は公民館施設等の使用実態に合わせた使用料設定の見直しに伴う改正です。質疑では、神岡町公民館の付属設備の処分に関する質問があり、新たな更新は行わないとの答弁がありました。

次に、議案第 23 号、飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は飛騨市山田生涯学習館の廃止に伴う改正です。質疑はありませんでした。

次に、議案第 24 号、飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について申し上げます。本案は飛騨市スポーツ施設の休場期間及び使用時間の見直し等に伴う改正です。質疑では、神岡町中学校横の旧プールの管理に関する関連質問があり、防火水槽として使われており、塩素を入れることにより防虫対策を行っているとの答弁がありました。

最後に、議案第 25 号、古川国府給食センター利用組合規約の変更について申し上げます。本案は飛騨市立増島保育園への給食供給を廃止するための改正です。質疑では、宮城保育園で自園給食への動きがあるかの質問に、そのような動きは把握していないと

の答弁がありました。

いずれの議案に対しまして、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔総務常任委員長 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員業報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、議案第2号から議案第25号までの24案件については討論の通告がありませんので討論を集結し、これより採決を行います。

議案第2号から議案第25号までの24案件について委員長の報告は可決であります。これら24案件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第25号までの24案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第26 議案第26号 財産の取得の変更について（繁殖牛舎）
から

日程第31 議案第31号 指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設（Mプラザ）、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター）
及び

日程第46 議案第55号 損害賠償の額の決定について

◎議長（葛谷寛徳）

次に日程第26、議案第26号、財産の取得の変更について（繁殖牛舎）から日程第31、議案第31号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設（Mプラザ）、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター）までの6案件及び日程第46、議案第55号、損害賠償の額の決定についてまでの合わせて7案件につきましては、産業常任委員会に審査

を付託しておりますので、産業常任委員長から審査の経過及び結果の報告を求めます。

〔産業常任委員長 洞口和彦 登壇〕

●産業常任委員長（洞口和彦）

それでは、産業常任委員会に審査を付託されました議案第26号から議案第31号までの6案件及び議案第55号の合わせて7案件につきまして、審査の概要並びに結果について報告いたします。

去る、3月14日、午前10時より委員会室で審査を行いました。

初めに、議案第26号、財産の取得の変更について（繁殖牛舎）及び議案第27号、財産の処分の変更について（繁殖牛舎）の2案件につきましては一括議題として審査いたしました。本案は畜産担い手育成総合整備事業により、岐阜県農畜産公社が事業実施主体として整備した繁殖牛舎・堆肥舎を飛騨市が譲渡を受け、今年度末に市内の畜産農家に譲渡するものです。今回、堆肥舎の面積及び取得金額の変更も行うものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第28号、指定管理者の指定について（朝開町農産物直売施設）を説明申し上げます。本案は地場産市場ひだ合同会社、代表社員、中家久和を指定管理者とするものです。質疑では、団体の特色ある「飛騨地域の安心・安全・新鮮な野菜」をどのように実現するかとの質問に、当施設を含めた市内の3つの農産物直売所の3方による協議会を設置し、研修会や勉強会を設置したいとの答弁がありました。また、地場産業をPRすることも含め、地産外商の精神を指定管理者の方に伝えてほしいとの質問に、既にそのような形で考えてみえる。市としても応援していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第29号、指定管理者の指定について（飛騨古川桃源郷温泉ぬく森の湯すぱ一ふる）を説明申し上げます。本案は株式会社飛騨ゆい、代表取締役、清水和也氏を指定管理として指定するものです。質疑では平成29年度の利用料金の増額の理由についての質問があり、ホテル季古里からの誘客、食堂の営業時間の延長やメニューの工夫、職場雰囲気改善が理由との答弁がありました。また、営業部門の強化の具体的な内容についての質問があり、今年度から外部より1名を招き、営業を主として活動されるとの答弁がありました。また、大株主として指定管理者にどのようなことを求め、また、言及されてきたのかとの質問に、独自にやりたい新しい取り組みをどんどん進めてくださいと、また、指定管理の施設それぞれの取り組みについては四半期ごとに報告を受ける中で頻繁にミーティングを持ち、相当意見を申し上げているとの答弁がありました。その他、指定管理者の加点項目審査に関する質問がありました。

次に、議案第30号、指定管理者の指定について（飛騨市古川総合交流ターミナル施設）を説明申し上げます。本案はホテル季古里の関係でございます。株式会社飛騨ゆい、代表取締役、清水和也氏を指定管理者と指定するものです。質疑はありませんでした。

次に、議案第31号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設（Mプラザ）、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、

飛騨市流葉自然休養園管理センター)を説明申し上げます。本案は以上の4施設を緑風観光株式会社、代表取締役、若原康正氏に指定管理者として指定するものです。質疑では、指定管理料算定の質問があり、現時点では指定管理施設の抜本改革の提案で示した方針で進めていくので、平成29年度、平成30年度一生懸命努力してくださいと申し上げている。しかしながら、指定管理者の見直しの多い平成30年度のことを考えると、来年度の半ばくらいにはある程度の方針なり考え方はまとめていかなければいけない局面がくるので、それに向けてどういうふうな議論をしていくかということは、今まさしく頭を悩ませ始めているとの答弁がありました。

次に、議案第55号、損害賠償の額の決定について説明申し上げます。本案はことしの1月17日、午後5時15分頃、飛騨市宮川町森安地内の市道林森安線において、同路線平和橋を西側から国道に向かって走行していた普通自動車に、橋の上部に着雪した雪が落下して同車両を損傷させた損害賠償の額の決定についてのものです。損害賠償の額ですが、52万2,320円、過失割合は飛騨市の100%です。相手方は富山市の業者との説明がありました。質疑では、保険金についての質問があり、全国町村会総合賠償保険に加入しており、そこから飛騨市へ支払われるとの答弁がありました。今回の事故を受け、部署内では話し合われたかの質問があり、前日の16日には17日の雪の除去を依頼していたが、大雪で業者も手いっぱい、高所作業車もいなかった状況の答弁がありました。

いずれの議案に対しまして、自由討議、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で当委員会に付託されました審査の報告を終わります。

〔産業常任委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑を終結し、これより討論に入りますが、議案第26号から議案第31号までの6案件及び議案第55号の合わせて7案件について、討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第26号から議案第31号までの6案件及び議案第55号の合わせて7案件について委員長の報告は可決であります。これらの7案件は委員長報告とおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、これら7案件については委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第３２ 議案第４１号 平成２９年度飛騨市一般会計予算
から

日程第４５ 議案第５４号 平成２９年度飛騨市国民健康保険病院事業会計

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第３２、議案第４１号、平成２９年度飛騨市一般会計予算から日程第４５号、議案第５４号、平成２９年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの１４案件を会議規則第３５条の規定により一括して議題といたします。

これら１４案件については、予算特別委員会に審査を付託し、その結果はお手元に配布の審査報告のとおり原案を可決すべきものとしております。予算特別委員会の審査の経過及び結果の報告につきましては、議員全員で構成されました予算特別委員会でありましたので、会議規則第３９条第３項の規定により委員長報告は省略したいと思います。これに御異議ございませんか

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって本案にかかる委員長報告は省略をいたします。

これより討論を行います。議案第４１号から議案第５４号までのこれら１４案件については反対討論の通告がありませんので討論を終結し、これより採決をいたします。議案第４１号から議案第５４号までの１４案件について委員長報告は可決であります。これら１４案件は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって本案は委員長報告のとおり可決されました。

◆日程第４７ 総務常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第４７、総務常任委員会調査報告についてを議題といたします。

総務常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔総務常任委員長 中嶋国則 登壇〕

●総務常任委員長（中嶋国則）

それでは総務常任委員会の調査結果報告を行います。

５月１８日に所管事業調査、６月１０日に管内視察、１０月４日、５日に管外視察を行いました。

最初に管内視察について報告いたします。

６月１０日に市民福祉部関係３カ所、教育委員会関係２カ所、企画部１カ所、消防本部１カ所、合計７カ所の施設及び管理運営状況を視察し、現地視察終了後、当委員会の取りまとめを行いましたので、主な内容につきまして視察順に報告します。

まず最初に、養護老人ホーム和光園について。建設後３３年が経過し老朽化がみられるため、隣接の土地を購入し定員５０名で完全個室の新築計画の説明を受けました。新築予定場所は敷地面積の関係で４階建ての高層ですが、介護者を含めた見守りが大変ではないか、また、再考を望むところであるが原案で進むのならば市単独による職員を増員する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、古川消防署では消防救助技術東海地区指導会に向けて飛騨市を代表して出場する隊員の救助訓練を視察しました。訓練は地上７メートルに張られた２０メートルのロープを渡り救助するロープブリッジ救出や、１５メートルの高さを登るロープ応用登はんなどの種目を見学しました。いざという時のために日頃から各種訓練に励まれ、市民の安心安全な生活を守るために御尽力をいただいていることに感謝すべきと感じたところです。

次に、神岡町のまごの手サービス付高齢者向け住宅を視察しました。要支援相当から要介護度が軽く自立度の高い高齢者向け住宅で、３部に分かれた通所型サービスも実施しており、誰でも気軽に立ち寄れる施設を目指して平成２８年４月にオープンしております。居住空間も広く、自由度が高い上に２４時間３６５日サポート体制が整っており、一人暮らしの方にとっては安心して生活できる場所であると感じました。

次に、神岡中学校ではスーパー少人数指導授業の様子を見学しました。生徒も先生もとてもいきいきと楽しく学んでいる雰囲気を感じました。学力が向上しているとのことで、これまでの取り組みを高く評価したいとの意見が出ました。今後の適切な教員配置や時間配分などを検討し、市内の中学校全体で学力向上を目指すべきとの意見がありました。

次に神岡給食センターでは、子供の食育を考え薄味で限られた予算で工夫された給食を試食し、素材の持つ本来のうまさを引き出してあり、とても美味しくいただきました。栄養士の方からは給食費の値上げを検討しなければならないとの意見を聞きました。

次に、レールマウンテンバイク溪谷コース検討区間を視察いたしました。レールマウンテンバイク事業を地域活性化の一つとして大いに応援したい。このルートを営業するためにはどのように運営管理していくのか、採算性はあるのかを市も議会も検討する必要があるのではないかと意見がありました。

次に、旧あさぎり保育所病児病後児保育事業施設を見学しました。保護者の方が安心して子育てができる環境を整えてあり、手厚い施策であると感じました。市内の保育園広域入所による幼児が対象であります。このような施設が整備され、家族が安心して勤めることができる環境づくりには賛成である。この施設の状況を見ながら今後増設するかどうか判断していくべきとの説明がありました。

当委員会で行いました管内施設視察につきましては、お忙しい中、老人福祉施設まごの手の施設長さんをはじめ、職員の皆様、旧あさぎり保育所病児病後児保育事業の施設の皆様、和光園の皆様、古川消防署、神岡中学校、神岡給食センターの皆様、そして担

当部署担当職員の皆様の丁寧なご説明と対応によりまして、有意義な調査ができましたことに心より感謝を申し上げこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

次に10月4日5日に高齢者福祉小中一貫教育と学校教育、自治体病院について管外視察を行いました。場所は新潟県十日町市と新潟県津南町を視察訪問いたしました。

十日町市では高齢者が元気に暮らすことが市の活性化につながるという考え方で事業を実施されており、特徴としましては「たっしやで100対象事業」という事業に参加するとポイント制で入浴券やあるいは授産品と交換ができ、単に利用券を希望者に配布するのとは違い、趣味や学習などの事業に参加することで身体的健康だけでなく精神的健康の維持を目指していました。ポイント制は大変参考になり、新年度予算の政策要望として都竹市長に提出を11月にしました。この平成29年度の新規事業としてこの要望が採択されたことは視察の成果であったと言えます。

また、小中一貫教育と学校教育の地産地消について、十日町市では平成26年度からすべての小中学校で小中一貫教育を行っており、小学校から中学へ進学する際の中1ギャップといわれる問題が解消されていることが明らかになっています。児童生徒の交流だけでなく先生の交流も小中積極的に行われています。教育委員会の子育て教育部と市民福祉部の子育て支援部の2部署がこの事業を支えており、乳幼児から義務教育終了までの15年間を見守ることができるという利点があり、この利点に注目をしました。

また食育として学校給食の地産地消を推進し、約40%を超える地産地消率を達成しております。特に米はJAの協力により給食価格で提供され、ほかにもキノコ、ハウレンソウ、サツマイモなど平成32年には地産地消率55%の率を目標として実施されております。飛騨市新年度の農林部事業に学校給食ふるさと教育推進事業と教育推進事業の中で、地産地消の推進が取り上げられていることに注目をいたしたいと思います。

次に、津南町立病院では医師不足看護師不足という同じ問題を抱えております。病院に対する自治体の負担も大きいですが、公立病院の本来の目的を忘れず、これらの課題を解決するために地道に取り組んでおられる姿勢を見学しました。自治体病院協議会に委託し、経営診断も実施されております。その結果、療養病棟を廃止して一般病棟のみとし、外来歯科を廃止しております。隣接する特養老との関連をより強化して存続を図っています。地域医療を支える大事な場所であることを利用者だけでなく住民全体が意識していくことが大切だと感じた次第です。

以上簡単ですが総務常任委員会の調査報告を終わります。

なお、議長宛てへの委員会調査報告書は提出済みでありますので、あわせて報告いたします。

〔総務常任委員長 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第４８ 産業常任委員会調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第４８、産業常任委員会調査報告についてを議題といたします。

産業常任委員長から調査報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔産業常任委員長 洞口和彦 着席〕

●産業常任委員長（洞口和彦）

それでは、産業常任委員会の１年間の調査結果報告をさせていただきます。

委員会の本年の目標、多くの団体と意見交換を行い共通認識や情報収集につとめ理解を深めながらできれば政策提言を行うと決めました。

最初に５月１６日に所管する部署、商工観光部、農林部、環境水道部、基盤整備部との主要事業と懸案事項や抱える諸問題について事業調査意見交換を行い、共通認識を持つことができました。

４月５日に吉城建設業協会神岡支部、建設関係、ひだ管設備協同組合、神岡電友会２４名と市長の出席もいただき意見交換会を行いました。取り巻く現状と問題点では、公共投資の減少や経営体力の停滞、若年層の不足に伴う労働者の技術継承困難等が報告されました。飛騨市も補正等で生活道路等緊急整備事業に２億０，３８０万円計上したこと、国県の事業の確保や毎年計画的に事業の提供に努めたいと回答しました。皆さんからは、安定した公共投資、計画的なインフラ整備、技術の継承、職人育成、空き屋対策、補助金の拡大等いろいろな要望をいただきました。

７月８日に株式会社飛騨ゆいとの意見交換会を行いました。新会社の施設運営、経営改善、経営目標、利用促進の進め方についてお話を伺いました。経営理念に飛騨市の経済、観光の発展、市民向けサービスの向上、若年層の雇用創出を掲げ、まず譲り受けた事業３社２１事業を会社として軌道に乗せることと、会社の土台づくりに全力で取り組みたいとのことでした。外部人材の登用も注目されていましたが、繰り返し会議で検討したが人材登用に約８００万円必要であり、現在では困難であり、とりあえず３会社主体の体制でいきたいとのことでした。また、新規事業では通販事業や、まつり会館運営事業、加工センターを取り入れるとのことでした。経営改善では指定管理施設の４カ年計画をベースに新規事業の業績、統合効果を盛り込み、損益管理計画を策定平成３０年度に営業黒字を目指すとのことでした。意見交換では職員交流で職員が明るくなったとか、仕入れ資材の統一で燃料費やタオル購入等の儉約ができた。今後も多彩な企画や団体誘致に努めたいということでした。委員からは経営が若干心配だとの意見がありましたが、しばらくは温かい目で見守っていくことになりました。

７月２７日には吉城建設業協会役員の方との意見交換を行いました。国庫事業や災害

事業の減少や収益性の低下、会員の減少や若年層の雇用の難しさ等の現状の報告がありました。要望面では4月5日の交換会と共通しています。

7月11日から14日の市民との意見交換会では、4会場で産業常任委員会の調査結果等の発表をさせていただきました。

次に、6月8日に行いました管内視察について報告いたします。

1番目に飛騨古川まつり会館では会館見学を職員より課題や問題点（トイレ、スロープ、映像ホール構造、レストラン等）について説明を受けました。一番の関心は、いかにして入館者を増やすかにあります。強化した営業活動、宣伝活動の実施や旅行会社への宣伝が大切との意見がありました。

2番目に飛騨市クリーンセンターでは再発防止対策を重点に施設視察を行いました。火災の想定原因に対する対策は完了していると思えるが、真の原因が不明である現状では、計器、機器の日常点検、定期点検を確実に実施することが重要である。特に圧力関係の計器、逃し弁、調整弁は今回の対策のキーポイントであり点検は必須であるとの意見がありました。

3番目に河合舌刈大作戦では河合町有家の地域づくり放牧事業と農地集約整備事業を視察しました。中山間地域での耕作放棄地の有効な利用方策であり適用できる地域が他にも多くあるように思う。面白い着想で、耕作放牧地を防ぎ地元の特産の肉用牛経営の改善に効果がある。飼育資源の生産基盤を確立するために大いに推進してほしい。中山間の問題を牛の力を借りて解決したモデルケースにしてほしいとの意見がありました。

4番目にみずほクリーンセンターの視察では説明をいただき、飛騨市の長期間の人口推移を考慮した装置・機器の更新、建物の補修を行う計画を立てて過剰投資にならない配慮が必要と考える。また、使用開始が平成15年4月と施設は老朽化しているが重要な施設であるので、今後どうやって維持管理していくのかが課題等の意見がありました。

ほかに、国道360号線種蔵打保バイパス3号トンネル、レールマウンテンバイク溪谷コース、社会資本整備総合交付金事業（釜崎・朝浦線）のアーチカルバート工法、流葉グラウンド整備予定地、F a b C a f e H i d aを視察し、概要等の説明を受けました。

管内視察につきましては、関係部署の担当職員の皆様にはお忙しいところ、丁寧にわかりやすく説明していただき、まことにありがとうございました。

次に、10月6日から7日に行いました管外研修について報告いたします。

全国で空き家が増加し大きな問題となっています。空家特区や古民家改修、再生で成果を上げている兵庫県の丹波市篠山市を視察し、空家対策、活用状況を学んできました。丹波市では市の担当者中心にまとめられた空家対策計画で、空き家の発生予防から有効利活用の取り組み、廃棄解体までの管理を行って見えました。市、議会、民間、諸団体の調和のとれた連携が図られ、定住促進会議がしっかり機能し、田舎暮らしの体験や就農、就労、居住、地域活動、イベントが民間主体で移住希望者に対応していると強く感

じました。

丹波篠山市では「ふるさと篠山に住もう帰ろう運動」のもとで、出身者、ファン、応援する人等は一体となり全国的な運動となっていました。暮らしの案内所を社団法人に年間委託したり、集落あげでの取り組みや、歴史的な建造物の活用、古民家再生が進んでいると感じました。

2市いずれも地域の特性を生かし、住民と一体になり厳密な調査と心のこもったサービスや相談で空き家の活用に大きな効果があらわれていました。

また、管外研修や意見交換会での要望を空家対策、老朽インフラ整備、耐震化の推進にまとめて11月7日に平成29年度の予算政策要望として提出し、今回予算で数多くの施策として実現していただきました。企業訪問や意見交換を計画しておりましたが折り合いがつかず実現できなかったことは非常に残念でした。委員長の責任です。深くお詫びいたします。

以上で産業委員会の報告を終わります。

〔産業常任委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで産業常任委員会の調査報告を終わります。

◆日程第49 広報広聴特別委員会設置調査報告について

◎議長（葛谷寛徳）

引き続き、日程第49、広報広聴特別委員会調査報告についてを議題といたします。

広報広聴委員長から報告の申出がありますので、これを許可いたします。

〔広報広聴特別委員長 野村勝憲 登壇〕

●広報広聴特別委員長（野村勝憲）

それでは広報広聴特別委員会より、平成28年度の委員会の調査報告をさせていただきます。

平成28年度から委員会のメンバーが1人減りまして7人で構成し、まず広報の分野では従来と同じく年4回の議会だよりを編集発行してまいりました。広聴の分野は従来と大きく変わり、市民の皆様及び地域代表者の方々との意見交換会も夏と秋に2回開催してまいりました。

まず1点目の議会だよりの発行について御説明申し上げます。

委員がそれぞれの役割を分担し、49号から直近では52号までの4回編集発行することができました。まず表紙には旧4町村での風景や行事の写真を交えながら、井端議員の協力を得まして、彼は委員ではありませんけれども、ちょっと特別にお願いしまし

て随時掲載してまいりました。編集にあたりましては、これまでよりも編集会議を従来よりも増やし12回ほど開催し、内容の検討や校正の充実を図り、読みやすい広報作成に努めてまいりました。

続きまして2点目の意見交換会について御説明を申し上げます。まず1点目としては市民の皆様との意見交換会は、平成28年7月11日から14日までの4日間をかけ宮川町、河合町、古川町、神岡町の順に市民の皆様との意見交換会をやりまして、貴重な意見をいただき、その意見を今後の議会活動に生かし、市政の発展と市民生活の福祉向上を目的に開催をしてまいりました。以前は会場による議員の分担制をとっておりましたが、2班に分かれて、例えば古川町と宮川町、河合町と神岡町というような分担制をとっておりましたが、今回からは議員全員で全ての会場に出向き、意見交換会を行いました。また、前年までは議員の発言に制限をしておりました。いわゆる議会として縛りをかけていた。今回からは議員個人の見解であるとの前置きつきでの発言を認めたことにより、非常に活発な意見交換会となりまして、会場によっては拍手も出たところもありました。本当にありがたかったです。

市民の方の参加者は4会場で119名と大変多くの出席をいただき、貴重な御意見を聞くことができ、改めて市民の皆様に感謝を申し上げます。出されました御意見は取りまとめて、資料として総務・産業常任委員会に提出し各委員会審議や平成29年度予算への政策要望の資料として活用をさせていただきました。

続きまして地域代表者の方々との交換会は平成28年11月8日から11日までの4日間をかけ、宮川町、河合町、神岡町、古川町の順にそれぞれの区長さんや自治会長さんの皆さんと意見交換会を行い、それぞれの地域の課題や御意見を伺うことを目的に開催をしてまいりました。7月に行われました市民の皆様との意見交換会と同じように議員全員が4つの会場に出向き意見交換会を行ってまいりました。御参加いただいた区長さんや自治会長さんは4会場の対象者97人のうち80名で、出席率は82パーセントと高い中で、地域の課題や貴重なご意見をお伺いすることができました。いただいた御意見は今後の議会活動に生かし、まず市民ファーストを念頭に地域づくりに努めてまいりたいと思います。

以上で平成28年度の広報広聴委員会の活動報告として次の年度へ引き継いでまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔広報広聴特別委員長 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。これで広報広聴特別委員会報告を終わります。

◆日程第50 飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告について
◎議長（葛谷寛徳）

次に、日程第50、飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会調査報告についてを議題といたします。

委員長から報告の申出がありますので、これを許可いたします。

〔飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員長 洞口和彦 登壇〕

●飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員長（洞口和彦）

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員会の調査報告を行います。

調査報告書は報告内容は20ページ、別紙資料5点、別冊として資料証人質疑答弁をきのう議長に提出させていただきました。皆さんには御手元に配付されている資料でございます。参考にしながらお聞きいただきたいと思います。

また、傍聴者や市民の方々には、この後ホームページに載せさせていただきますし、議会事務局のほうへおいでいただければ閲覧もでき、またコピー料金はいただきますけれどもコピーしたものをお渡しできる予定になっておりますので、ご利用のほうをよろしくお願いいたします。

では、概要について簡略に説明させていただきます。

第1に調査の目的でございますが、事実解明を強く要望する市民の負託に応え、市議会対する市民の信頼を回復することを目的として再発防止に役立てるものである。

第2に委員会の設置の経緯及び運営等について。平成28年9月28日、調査事項「飛騨市元職員の履歴の捏造、人事情報の改竄に関する事」、地方自治法100条1項に基づく調査を行うこと、調査権限を特別委員会に委任することなどが議会において議決され本委員会が活動を開始いたしました。本委員会の運営は運営要領に従って行われました。

第3の虚偽履歴の電算入力が発覚に至る経過その後の調査については省略いたします。

第4の特別委員会の開催状況でございますが、この間に委員会を18回、準備会を14回開催しています。最後の委員会はきのう、本当にぎりぎりの状態で行いました。

第5に証人喚問、参考人招致、文書照会の実施状況をお知らせします。1番目に証人喚問は11名の方をお願いしました。参考人招致は4名の方をお願いいたしました。文書照会では2件お願いしまして、1点目は国税庁長官官房人事課試験係長に税理士試験免除に関する照会を行いました。2点目に平成14年度、15年度総務課、建設課職員に履歴証明書作成に関する照会を行いました。4番目に出頭、宣誓、証言の拒否等についてお知らせします。平成29年2月9日及び同月23日に開催した本委員会にて、井上久則氏を参考人として招致したが、いずれも事前に本委員会委員長宛てに送付された添付の通知書により出頭を拒否されました。

第6に記録、資料の提出要求の状況ですが、23件請求いたしまして15件提出いただきました。

第7に調査結果。今回の調査の本筋でございますけれども発表したいと思います。

まず1番目に委員会設置の提案理由に沿って判明した事実を申し上げます。これは3つございます。

(1) 福田武彦氏の税務担当歴及び辞令の有無についてであります。福田武彦氏は税理士試験会計額学科目の免除要件に該当する業務であったと判断できる事情はなかった。

(2) に虚偽履歴の入力日時についてですが、人事給与システム上に存在しない兼任辞令が入力された欄の最終入力月日は、いずれも平成15年3月27日の午前8時45分から55分の間であり、同日に入力されたと認定するものである。

(3) 虚偽履歴入力の際についてでございますが、福田武彦氏は職員Aに依頼指示した旨を証言した。しかし、職員Aは福田武彦氏から入力を依頼された可能性を明確に否定した。他方で職員Aは自身がほかの誰かに入力を依頼指示したことについては覚えていない。誰かに頼んだのであれば職員Bであると証言いたしました。他方で職員A、Bの証言から当時パスワードはマニュアルのファイルに記載されておりそれを机の中に保管されていたに過ぎないため、人事給与システムの操作方法を習得していれば総務課職員以外のものでも加筆修正ができた可能性があった。加えて職員Cの証言から人事給与システムの端末は常時、総務課員の視野に入る位置に配置されていなかった上、財務会計システムのためのパソコン端末と固めて存置されていたため、総務課員以外の職員が総務課員に見られずに同システムへの入力を行うことも不可能とまでは言えない状況であったと証言されています。

それから2番目に調査に伴い判明した事実でございます。幾つかの事実が新しく判明しました。

まず(1)に履歴書以外にも、菅沼武元町長名で福田武彦氏の税務従事について税務課兼任辞令を受けたことを前提とする証明をする内容の文書が添付されていたことです。発覚からすでに2年以上は経過しているにもかかわらず、税務従事証明書の作成経緯に関しては全く調査されていなかったことが明らかになりました。

次に(2)飛騨市懲戒処分審議委員会による聴取でございますが、飛騨市懲戒処分審議委員会は平成26年11月20日から平成27年4月7日までにかけて職員A、B及びCをはじめ福田武彦氏及び当時の総務課長などから複数回の聴取を行った。しかし、その聴取結果によって電算入力に関しては誰が命じ誰が入力したかは明らかにならなかった。

(3) 履歴書及び税務従事証明書の作成経緯でございますが、これも新しい事実がでてきました。福田武彦氏は菅沼武元町長に税理士の資格を取得したいとの意向を伝え、元町長は福田武彦氏の意向を知り、平成15年3月頃、職員Aの席あるいは町長室において職員Aに対し福田武彦氏の履歴の確認を指示した。指示を受けた職員Aは福田武彦氏の履歴を確認したところ税務課所属期間は14年間であり、税理士試験において会計

学科目を免除されるために必要な期間は28年間の約半分にすぎなかった。職員Aは元町長にこの確認結果を伝え指示を仰いだところ、元町長は福田武彦氏が事実上の税務担当しているため、その旨を付け加えれば要件を満たす可能性を示唆し、具体的には福田武彦氏とよく相談して証明書を作成するように指示いたしました。職員Aは元町長の指示に従い福田武彦氏と協議を繰り返し検討し、最終的に兼ねて税務課匿名資産税担当を命ずることに用いることに決定し、試験免除要件を満たす外観の履歴書の文書データを作成いたしました。

あわせて福田武彦氏が考案した文章により税務従事証明書が作成されましたが、同文章がパソコンもしくはワープロで打ちこんだ者、職員Aが作成した文書データに日付を打ち込み、あるいはこれを印字した者も明らかにはなりません。両文書には公印を押した者について、福田武彦氏と職員Aの証言は、職員Aが押印したのではない点、職員Aは文書データを記憶させたフロッピーディスクを福田武彦氏に交付したに過ぎない点で一致するが、福田武彦氏がこれを印刷して押印するまでを別の職員に依頼したと述べて、自ら行ってはいないが依頼した職員が誰かは覚えていない旨を証言いたしました。当委員会として福田武彦氏のこの証言は虚偽であると疑わざるを得ない状況でございました。

(4) 飛騨市行政機構による対策について申し上げます。発覚後の行政による再発防止策として平成24年5月から公印の押印方法を変更し、押印可能な時間帯を設け、それ以外の時間帯における押印を禁じることで、公印押印時における総務課幹部職員による決裁確認を確実にを行うとの対策が講じられていることが明らかになった。

(5) に新しい事実でございますが、福田武彦氏から職員Aに対する金銭支払についての項目でございます。この項目についてはいろいろ捉え方がございますので、証言による書き方をしております。福田武彦氏は職員Aに対して償いについて「できることをやっていきたい」、「既に(中略)少し形作った」、「それはあえて言いません」と証言をし、他の職員についても「そういう形でお詫びしております」と証言されました。

これに対して職員Aは「処分発表の日に総合会館の方に来られました。で、謝られました。自宅の方へ謝りに来られました」若干中略でございます、その後でございますが「最初の総合会館に訪れられたときに、要は3ヶ月分の処分でしたので、その3ヶ月分は無給状態になりますので、給与相当やと思いますけれども、そういった相当の額を置いていかれましたので、私は固辞したんですけれども、置いていかれましたので、そのまま受け取りまして、そのお金については手つかずで持っておりますけれども」と証言されました。

(6) 飛騨市による発覚後の事実関係調査の不存在について申し上げます。平成24年2月の監査委員による監査結果報告後、飛騨市が懲戒処分審議委員会で職員らに聴取を開始する平成26年11月まで約2年9カ月間経過しているということでございます。

3番目として、調査結果に対する当委員会の評価を申し上げます。

(1) 新たに判明した事実に関しては、アといたしまして、明示された調査事項である福田武彦氏の虚偽履歴入力に関しては発覚後間もない時点での監査により判明していた以上に明らかにならず、福田武彦氏が職員Aに入力を依頼した旨を証言をした結果、かえって不明の度合いは深まった。上記の福田武彦氏の新たな証言は当然に信用できるものではなく、依頼されていない旨の職員Aの証言が事実であれば虚偽の証言となり、その場合、偽証の動機は電算入力について依頼した他の職員の存在の隠蔽とみるのが自然である。したがって虚偽の履歴の電算入力は、未だ名前すら判明していないものが関与した疑いを払拭できない状態である。

イとして、まず履歴書以外の偽造文書である税務従事証明書が存在が判明したことです。監査委員による監査も懲戒処分審議委員会の聴取も、いずれも税務従事証明書の存在を前提としておらず、この文書が作成された動機及び経緯、税理士試験免除申請において果たした意味等により本件の全体像が大きく変わる可能性を有しています。本委員会としても証人参考人に適宜証言を求めましたが、結局履歴書と同一の機会に文案が作成され、履歴書同様に印刷及び公印の押印の経緯が不明であった。

ウとして、次に、履歴書及び税務従事証明書の作成経緯において、主に菅沼武元町長がどの程度関与したのかが具体的に明らかになりました。辞令に基づく税務従事履歴が不足しているとの報告を職員Aから報告を受けた菅沼武元町長が事実上の税務従事歴を加える旨を示唆したため、偽造行為への関与に対する職員Aの心理的抵抗が大きく弱まり、その後の偽造行為が実行される大きな要因の一つとなったことは否定できない。福田武彦氏の事実上の税務従事履歴は税理士法上の試験免除要件を満たすかが疑わしいものであり、職員A、菅沼武元町長も福田武彦氏の事実上の税務従事履歴で試験免除が可能であるのか、少なくとも国税庁へ照会などの方法により調査するべきであったと思われる。そのような調査なくして安易に本人の言葉を信じ、事実上の税務従事履歴を加えれば要件を満たす可能性を示唆した責任は、町長と一職員の関係も考慮すると重大であると評価せざるを得ない。

オについて職員Aの処分後、福田武彦氏から職員Aに対する金銭交付があった事実について刑事責任の有無を検討しましたが、本委員会では結論には至りませんでした。

(2) 井上久則氏前市長の出頭拒絶に関して。井上久則氏は証人喚問において2年9カ月間にわたる飛騨市による調査がなされなかったにもかかわらず「一時中断したと思っていますが、その辺はどうお考えですか」との質問に対し、「放っておくということは絶対あつてはならんことやと思って進めてきた」と答え、また、「調査を一時中断されたことはありますか」との質問に対し「常に」「進めてきた」と回答し、調査がなされたと解釈できる回答を繰り返されました。その趣旨を明確にするべく、参考人招致を求めましたが、出頭を拒絶されました。井上久則氏の回答は、調査が一時されなかった事実を確認できない回答であり、本委員会としては虚偽証言として何らかの措置をとるべきか検討しましたが結論には至りませんでした。

第8に調査費用について申し上げます。合計で115万0,380円、その内、弁護士費用は87万3,000円でした。

第9まとめとして、本件は、自己の経歴をごまかして税理士資格を取得しようとした者の言葉を安易に信用して、履歴の捏造と内容虚偽の履歴書等作成に至ったものであり、その後、資格の取得とその資格に基づく開業、さらにはその資格を称して市議に当選する事態にまで至っていることを考えれば、本件の影響が及ぶ範囲は極めて広く、関与したものの責任は重大である。

その過程をみれば、事務決裁規程や公印規程を軽視あるいは無視した行動が数多く確認できるが、関与者が元町長を含んでいることから、この原因を一部の職員の特異な人格にだけ求めるべきではなく、当時の古川町役場の遵法意識の低さを指摘すべきであるとする。

各証人は、証人喚問の席で、各人各様の言葉で反省を述べました。公務員が法を軽視するということは、法律に基づく行政という統治機構の根幹が脅かされるということであり、そのような反省は当然のことである。

本委員会の調査はそのような反省を生かす上で「よすが」となることを願うというまとめで終わりました。

報告は以上でございますが、最後に委員長として一言申し上げたい。

今回、地方自治法第100条に基づき設置された100条委員会には虚偽の証言等に罰則による強制力がありますが、それは調査の実効性を上げるための真実を迫及することが目的です。今回、監査委員や飛騨市当局の調査で明らかにされなかった事実解明と当時の上司の関与を解明し市民の信頼を回復し、二度とこのような痛ましい事件が起こらないようにすることが目標でした。しかし、証言で一番肝心な部分で覚えていない、確信が持てない、忘れました、わかりません。まさに100条の限界を感じた部分でした。今注目の東京都でも豊洲市場移転問題で100条をされているが、なかなか解明は進んでいないという状況です。

今回新たに判明した事実もあります。今後は、この委員会で明らかになった部分をしっかりと受け止めて反省し、今後の市政運営に悪い影響が残らないようにしていきたいと思います。都合の悪い部分を隠したり過去の事実を封印するのではなく、しっかりと調査し、一定の整理を図るにはいい機会だったと思っています。

尋問の中で市民に対して何人かがお詫びと反省の弁も述べられました。「係長に指示するときからちょっと軽率やったな」、「もっと私が指導管理していればこういう結果が出たのではないかな」とか、「本当に私の管理監督不行き届きでこういう結果を生んだことに対して本当に申し訳ない」とか、「軽率な行為で市民の皆様に迷惑かけたことを深くお詫びしなさんと認識している」、「非常に遺憾であり二度とあってはならないことだ」、「軽率な行為で市民の皆様に非常に迷惑をかけた。お詫びしたい」こうした、初めて市民に向けて公の場で反省を述べられました。これはいいことだったのではなかったかと

思っています。

また市長は100条委員会決議のときに、「市職員の動揺や萎縮を招かないように、市民対立を生まないように」と発言されました。今回の一連の調査のためにたくさんの方に証言をいただきました。真実を述べられた職員には動揺も萎縮もありません。市民対立は誰もが望んでいません。今回の調査報告でこの問題にしっかりと区切りをつけ、新しい気持ちで飛騨市の活性化にむけて全市民一丸となって施策実現に向けての取り組みを進めていってほしいと心から願っています。

今回の調査には、たくさんの皆様に協力いただきました。事実解明のために証人として応じていただきました皆さん、十数名の市民の方より真相究明への期待を込めた御意見をいただきました。特に議会事務局には早期の議事録作成や多忙な事務処理に多大な協力をいただきました。ありがとうございました。

以上で報告を終わります。

〔飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査特別委員長 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。

飛騨市元職員の履歴に関する事務手続きの調査は以上で終了することにしたいと思いますが賛成の皆様方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎議長（葛谷寛徳）

起立多数と認めます。調査を終了することに決定いたしました。ありがとうございました。

これをもって飛騨市元職員の履歴に関する事務手続の調査を終了いたします。

◆日程第51 発議第1号 飛騨市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして、日程第51、発議第1号、飛騨市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます

〔議会運営委員長 高原邦子 登壇〕

●議会運営委員長（高原邦子）

発議1号、飛騨市議会政務調査活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につ

いて。飛騨市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。平成29年3月22日提出、議会運営委員長、高原邦子。

提案理由、条例第3条第2項の交付の方法に関する規定で定めることとすることに伴う改正であります。

資料をお願いいたします。改正の趣旨、飛騨市議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、飛騨市議会政務活動費の交付に関する規程を制定し、条例第3条第2項の交付の方法の規定については、当該規程で定めることに伴い改正するものであります。2、改正の内容、請求方法について、4半期ごとに請求するとなっていたものを、年4回以内に変更する。執行日は平成29年4月1日であります。

よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認め、討論を終結し、これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時30分からといたします。

なお午後から役員改選についての会議を予定しておりますが、役員改選が終了するまで説明職員の出席は求めませんのでお伝えをいたします。

（ 休憩 午前11時27分 再開 午後1時30分 ）

◆再開

◎副議長（野村勝憲）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。なお、説明職員の出席は求めています。

るので御報告申し上げます。

休憩中に葛谷寛徳議長から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎副議長(野村勝憲)

御異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第1 議長の辞職の件について

◎副議長(野村勝憲)

追加日程第1、議長の辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長(十松昭英)

辞職願、平成29年3月22日、飛騨市議会副議長、野村勝憲様。飛騨市議会議長、葛谷寛徳。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

◎副議長(野村勝憲)

お諮りいたします。

葛谷寛徳議長の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎副議長(野村勝憲)

御異議なしと認めます。よって、葛谷寛徳議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎副議長(野村勝憲)

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午後1時31分 再開 午後1時31分)

◆再開

◎副議長(野村勝憲)

休憩を解き、会議を再開いたします。

葛谷寛徳君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。14番、葛谷寛徳君。

〔１４番 葛谷寛徳 登壇〕

○１４番（葛谷寛徳）

一言御挨拶をさせていただきます。

今回の昨年３月から議長を拝命させていただきまして、この１年間務めてまいりました。あっという間の１年でした。皆様方の御協力、御支援に本当に感謝申し上げます。何といたっても何といたっても百条委員会の委員の皆様方にこれまでの御苦勞に本当に心から感謝を申し上げます。

昨年、都竹市長が新しく誕生いたしまして、そして我々も新しい１４名の議員でこの１年間務めてきたのですが、都竹市長が掲げます「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」を目指してこの議会も新しく政策要望できて、その要望が予算に反映されたことは本当に画期的なことだったと思います。

これまでの皆様方の本当に温かい御支援、御協力に感謝を申し上げまして御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。また、今後変わらぬ御交誼を賜りますようお願いを申し上げまして、退任の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

〔１４番 葛谷寛徳 着席〕

◎副議長（野村勝憲）

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎副議長（野村勝憲）

御異議なしと認めます。したがって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

◆追加日程第２ 議長の選挙

◎副議長（野村勝憲）

では追加日程第２、これより議長の選挙を行います。議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎副議長（野村勝憲）

ただいまの出席議員は１４名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎副議長（野村勝憲）

投票用紙の配付漏れがないようお願いいたします。投票用紙は皆さんもらいました。

ね。

(「はい」 との声あり)

◎副議長（野村勝憲）

配付漏れなしと認めます。それでは投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎副議長（野村勝憲）

異常なしと認めます。

それではただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。それでは点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎副議長（野村勝憲）

投票漏れはございませんか。

(「なし」 との声あり)

◎副議長（野村勝憲）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎副議長（野村勝憲）

開票を行います。会議規則第31条第2項により、立会人に1番、仲谷丈吾君、2番、井端浩二君を指名いたします。開票の立会をお願いいたします。それでは開票してください。

〔立会人登壇〕

〔開 票〕

〔立会人着席〕

◎副議長（野村勝憲）

選挙の結果を報告いたします。投票総数14票。これは出席議員数に符合いたします。有効投票14票、無効投票はございません。有効投票数のうち、葛谷寛徳君7票、森下真次君5票、高原邦子君2票、以上のとおりであります。なお、この選挙の法定得票数は4票です。したがって、葛谷寛徳君が議長に当選となりました。

ただいま議長に当選されました葛谷寛徳君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。14番、葛谷寛徳君。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

ただいまは皆様方各議員の温かい御推挙いただきまして議長を拝命をいたしました。

大変身に余る光栄でございますが、大きな責任を痛感しております。身も心も引き締まる思いでございます。

昨年、都竹市長が誕生して1年。今、「君の名は。」に代表されますようにこの飛騨市が世界から注目される飛騨市になっております。なんとかこの市長が掲げます、「元気で、あんな、誇りの持てる飛騨市」を実現するためにも我々議会がこのもとで連携をしながら政策提言をしていきたいと思っております。どうか皆様の御協力をお願いをするものでございます。この議会と執行部と連携をとりながら市民の皆様方に応えられる開かれた議会、信頼される議会を目指してまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願いいたします。

最後になりましたが市民の皆様方の御協力をお願いいたしまして就任の御挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◎副議長（野村勝憲）

以上で議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎副議長（野村勝憲）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時48分 再開 午後1時50分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

会議を再開いたします。

ただいま野村勝憲副議長から辞職願が提出されました。

お諮りをいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

◆追加日程第3 副議長辞職の件について

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第3、副議長辞職の件についてを議題といたします。職員に辞職願を朗読させます。

□議会事務局長（十松昭英）

辞職願、平成29年3月22日、飛騨市議会議長、葛谷寛徳様。飛騨市議会副議長、野村勝憲。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

◎議長（葛谷寛徳）

お諮りをいたします。

野村勝憲副議長の副議長職の辞職を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認めます。よって、野村勝憲副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時51分 再開 午後1時51分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き会議を再開いたします。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りをいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。したがって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

◆追加日程第4 副議長の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第4、これより副議長の選挙を行います。副議長の選挙は投票で行います。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

◎議長（葛谷寛徳）

ただいまの出席議員は１４名であります。ただいまから投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

◎議長（葛谷寛徳）

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

◎議長（葛谷寛徳）

異常なしと認めます。ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名ですから、投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼に応じて議長席に向かって右の方から登壇し、順次投票した後、左の方から降壇願います。点呼を命じます。

〔議会事務局長の点呼に従い投票〕

◎議長（葛谷寛徳）

投票漏れはございませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

投票漏れなしと認めます。議場の閉鎖を解きます。

〔議場解鎖〕

◎議長（葛谷寛徳）

開票を行います。会議規則第３１条第２項により、立会人に３番、澤史朗君、４番、住田清美君を指名いたします。開票の立会をお願いいたします。

〔立会人登壇〕

〔開票〕

〔立会人着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

選挙の結果を報告いたします。投票総数１４票。これは出席議員数に符合いたしております。有効投票１４票、無効投票０票であります。有効投票のうち、中嶋国則君７票、野村勝憲君５票、森下真次君１票、前川文博君１票以上のおりであります。なお、この選挙の法定得票数は４票です。したがって、中嶋国則君が副議長に当選となりました。

ただいま副議長に当選されました中嶋国則君が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定による告知をいたします。発言の申し出がありますので、これを許可いたします。９番、中嶋国則君。

〔９番 中嶋国則 登壇〕

○ 9 番（中嶋国則）

只今は皆様の御推挙によりまして副議長という大役を仰せつかりました。身に余る光栄に感謝を申し上げます。

もとより浅学非才であり、やはりその器ではございませんが誠心誠意努力いたします。議長の補佐役として円滑なる議会運営に努めたいと思っております。またさらに進化した活発なる議論が生まれる議会にしたい、そんなことも思っております。

議員定数が減りまして、1人1人の役割と責任が大変重くなっております。そのためには議員研修を重ね政策提言の水準を上げて二代表制の一翼を果たさないといけない、そんな決意でもおります。

議員の皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げまして挨拶と代えさせていただきます。ありがとうございました。

〔 9 番 中嶋国則 着席 〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で副議長の選挙を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

この際、議事の整理上、暫時休憩といたします。再開を2時20分といたします。

（ 休憩 午後2時05分 再開 午後2時20分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りをいたします。

お手元に配付しましたとおり、追加日程第5、常任委員の選任から追加日程第11、各種委員の選任についてまでを日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、追加日程第5から追加日程第11までを追加日程とすることに決定いたしました。

◆追加日程第5 常任委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第5、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名いたします。

この後、休憩に入りますので、直ちに常任委員会を開催し正副委員長を選任され、議長まで報告願います。再開は、各常任委員長、副委員長が決定次第とします。委員会室において初めに総務常任委員会を開催していただき、終了後に産業常任委員会を開催していただきたいと思います。また、委員長が決まるまでは年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって総務常任委員会は洞口和彦君、産業常任委員会は野村勝憲君に委員長の職務をお願いいたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時24分 再開 午後2時38分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

各常任委員会より委員長、副委員長の報告がありました。総務常任委員長には13番 高原邦子君、同じく副委員長には6番、中村健吉君。産業常任委員長には8番、前川文博君、同じく副委員長には1番、仲谷丈吾君がそれぞれ選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により6名を指名いたします。4番、住田清美君、5番、森要君、11番、野村勝憲君、12番、森下真次君、13番、高原邦子君、8番、前川文博君、以上を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますので、直ちに議会運営委員会を開催され、正副委員長を選任され、議長まで報告願います。会議室は、委員会室といたします。委員長が決まるまでは、年長の委員が委員長の職務を行っていただきます。よって、11番、野村勝憲君に委員長の職務をお願いします。再開は、議会運営委員会終了次第といたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後２時４０分 再開 午後２時５４分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

議会運営委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので、報告をいたします。
議会運営委員長には１１番、野村勝憲君、同じく副委員長には４番、住田清美君が選出されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第７ 発議第２号 広報広聴特別委員会設置に関する決議

◎議長（葛谷寛徳）

引き続きまして、追加日程第７、発議第２号、広報広聴特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

説明を求めます。

〔議会運営委員長 野村勝憲 登壇〕

●議会運営委員長（野村勝憲）

発議第２号、広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。

１、名称、広報広聴特別委員会。

２、目的、飛騨市議会基本条例（飛騨市条例第２８条）第７条第４項の規定に基づき、平成２９年飛騨市議会に関する議会だよりの編集及び飛騨市ホームページの議会情報掲載等議会広報に関する調査研究。市民意見交換会の開催、企画及び調整。

委員定数は７人であります。

継続期間、委員会は議会だよりの編集・調査、及び市民意見交換会の終了まで継続して設置し、議会閉会中も調査することができるものとする。

平成２９年３月２２日提出。提出者、議会運営委員会委員長、野村勝憲。

〔議会運営委員長 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。

◎議長（葛谷寛徳）

広報広聴特別委員会設置に関する決議のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。したがって議会だよりの編集および意見交換会を開催するため7人の委員で構成する広報広聴特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

広報広聴特別委員会の委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により1番仲谷丈吾君、2番井端浩二君、3番澤史朗君、4番住田清美君、5番森要君、7番徳島純次君、9番中嶋国則君を以上7名を指名いたします。

ただいまから休憩に入りますのでただちに広報広聴特別委員会を開催され委員長副委員長を選任され議長に報告願います。なお、会場は委員会室といたします。また委員長が決まるまで年長の委員であります議員に委員長の職務を行っていただきます。再開は広報広聴特別委員会終了次第とします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後2時58分 再開 午後3時11分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

広報広聴特別委員会より委員長、副委員長の報告がありましたので報告いたします。広報広聴特別委員長には9番、中嶋国則君、同副委員長には7番、徳島純次君が選任されました。

以上、報告いたします。

◆追加日程第8 飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第8、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。飛騨農業共済事務組合議会の中嶋国則議員から辞職願が提出され組合議会の議員が欠員となりましたので、選挙を行います。選挙の方法については、地方自治法第118条第

2 項に規定により、指名推選にしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。それでは、飛騨農業共済事務組合議会議員には12番、森下真次君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました12番、森下真次君を飛騨農業共済事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

異議なしと認めます。よって、12番、森下真次君が当選人となりました。ただいま当選されました12番、森下真次君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定によりまして、飛騨農業共済事務組合議会議員の当選を告知いたします。

なお、ただいま選挙いたしました飛騨農業共済事務組合議会には、飛騨市議長も議員となりますので申し添えます。

以上で、飛騨農業共済事務組合議会議員の選挙を終わります。

◆追加日程第9 古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙

◎議長(葛谷寛徳)

続きまして追加日程第9、古川国府給食センター利用組合議会議員の選挙についてを議題とします。古川国府給食センター利用組合議会議員のうち、森下真次君、高原邦子君、澤史朗君、井端浩二君から辞職願が提出され、組合議会の議員が4名欠員となりましたので選挙を行います。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

御異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りをいたします。

指名推選は、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。古川国府給食センター利用組合議会議員に１番、仲谷丈吾君、５番、森要君、４番、住田清美君、９番、中嶋国則君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました１番、仲谷丈吾君、４番、住田清美君、５番、森要君、９番、中嶋国則君を、古川国府給食センター利用組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました１番、仲谷丈吾君、４番、住田清美君、５番、森要君、９番、中嶋国則君が古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました。

ただいま古川国府給食センター利用組合議会議員に当選されました１番、仲谷丈吾君、４番、住田清美君、５番、森要君、９番、中嶋国則君が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により告知いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

それでは暫時休憩といたします。説明職員を求めますので再開を３時２５分といたします。

（ 休憩 午後３時１６分 再開 午後３時２５分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第１０ 議案第５６号 飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについて

◎議長（葛谷寛徳）

続きまして追加日程第１０、議案第５６号、飛騨市監査委員（議会選出）の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

初めに、地方自治法第１１７条の規定により１０番、洞口和彦君の退席を求めます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後３時２５分 再開 午後３時２５分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

本案について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、議案第５６号についてご説明を申し上げます。

下記の者を飛騨市監査委員に選任したいから、地方自治法第１９６条第１項の規定により、議会の同意を求める。

選任の同意を求める者、氏名、洞口和彦。生年月日、住所は議案記載のとおりでございます。提案の理由は、監査委員辞任による選任でございます。よろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

質疑がないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第５６号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。したがって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、議案第５６号については原案のとおり同意されました。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、そのまま暫時休憩いたします。

（ 休憩 午後３時２６分 再開 午後３時３８分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆追加日程第１１ 各種委員の選任

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第１１、各種委員の選任を議題いたします。

各種委員の選任については、ただいまお手元に配付しました飛騨市議会役員編成表及び各種委員会等名簿のとおりいたします。

各種、各常任委員会、議会運営委員会から、委員会において審査あるいは調査中の事件について、会議規則第１１１条の規定により閉会中の継続審査、調査の申し出があります。これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

異議なしと認め、これらを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

◆追加日程第１２ 閉会中の審査の申し出について（総務常任委員会）

から

追加日程第１４ 閉会中の審査の申し出について（議会運営委員会）

◎議長（葛谷寛徳）

追加日程第１２から追加日程第１４についてまでを一括議題いたします。

お諮りをいたします。

閉会中の継続審査、調査については、お手元に配付しました申出書のとおり許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

御異議なしと認めます。よって、申出書のとおり許可することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。ここで、市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

定例会の閉会にあたりまして一言お礼の御挨拶を申し上げます。

2月27日の開会から24日間にわたりまして、平成29年度当初予算をはじめ多数に及ぶ案件につきまして慎重な御審議を賜り、全議案の可決をいただきました。まことにありがとうございました。議員の皆様からいただきました数々の御指摘や御意見につきまして、しっかりと受け止めさせていただきまして、今後の市政運営に生かしてまいります。また各種の答弁等におきまして申し上げた事項につきましても、進捗状況を管理しながら実施に向けて取り組んでまいります。

また、葛谷寛徳議長、中嶋国則副議長におかれましては、再任並びに御就任まことにおめでとうございます。今後とも円滑な議会運営及び市政各般にわたり御尽力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。また、野村勝憲前副議長におかれましては副議長としてのこの1年の御尽力に心より感謝を申し上げます。さらに各委員会委員等に御就任にされました議員の皆様方におかれましても、今後とも市政の発展のため一層のお力添えをいただきますことをお願い申し上げます。

以上をもちまして閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で市長の発言が終わりました。

ここで閉会にあたりまして一言御礼の御挨拶を申し上げます。本定例会は2月27日から本日までの24日間にわたりまして平成29年度の新年度予算案を承認していただき、皆様方の御協力によりまして全て御承認をいただきました。

議員皆様におきましては熱心な審議をいただき、また、活発な御議論をいただきましたことに心から御礼を申しあげます。議会の様子をテレビ中継をしておりますが、今回からY o u T u b e でも見られるようになり、より開かれた議会として前に進めております。

今後、執行部各位におかれましては本定例会で成立しました本年度予算の執行に速やかに対応されますことをお願いし、最後になりましたが、執行部幹部職員の皆様方のこれまでの御協力に心から感謝を申し上げ御礼の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◆閉会

◎議長（葛谷寛徳）

それでは本日の会議を閉じ、平成29年2月27日から24日間にわたりました平成29年第1回飛騨市議会定例会を閉会といたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後3時42分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会副議長（臨時議長）

野村 勝憲

飛騨市議会議員（12番）

森下 真次

飛騨市議会議員（13番）

高原 邦子